

## 山形県国民宿舎竜山荘指定管理者募集要項（資料）

## 目 次

資料 1	山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例	1
資料 2	山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則	2
資料 3	山形県国民宿舎条例	3
資料 4	山形県国民宿舎条例施行規則	6
資料 5	公営国民宿舎設置運営要綱	7
資料 6	国民宿舎施設標準	8
資料 7	国民宿舎管理運営基準	10
資料 8	国民宿舎利用料標準	13
資料 9	宿泊人員・利用料推移	15

○山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年3月22日山形県条例第11号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

**第2条** 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者（以下「知事等」という。）の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下単に「事業計画書」という。）

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

**第3条** 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の公示)

**第4条** 知事等は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は同条第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

(原状回復義務)

**第5条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年3月22日山形県規則第8号

## 改正

平成20年2月29日規則第12号

令和3年9月24日規則第72号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

**第2条** 条例第2条に規定する申請書は、指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人又は団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録）
- (3) 法人等の役員の名簿及び履歴書
- (4) 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

(変更の届出)

**第3条** 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を変更届出書（別記様式第2号）により知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

2 知事等は、前項の規定による届出（同項第1号に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

**第4条** 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後30日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第12号）

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年9月24日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

## 改正

昭和40年3月25日条例第26号  
 昭和42年3月17日条例第17号  
 昭和42年7月10日条例第29号  
 昭和43年10月12日条例第35号  
 昭和44年10月8日条例第39号  
 昭和46年10月13日条例第42号  
 昭和47年7月12日条例第32号  
 昭和48年9月25日条例第42号  
 昭和49年10月4日条例第53号  
 昭和50年7月14日条例第38号  
 昭和52年3月25日条例第13号  
 昭和55年10月15日条例第38号  
 昭和58年3月14日条例第13号  
 昭和60年3月22日条例第16号  
 昭和63年3月23日条例第13号  
 平成元年3月22日条例第29号  
 平成2年10月16日条例第27号  
 平成5年3月26日条例第13号  
 平成9年3月21日条例第20号  
 平成13年3月23日条例第20号  
 平成16年6月25日条例第46号  
 平成16年12月20日条例第63号  
 平成17年3月22日条例第36号  
 平成26年3月25日条例第39号  
 平成31年3月15日条例第31号

山形県国民宿舎月山荘条例をここに公布する。

山形県国民宿舎条例

(設置)

**第1条** 県民の健全なレクリエーションの振興及び健康の増進並びに勤労者の福祉を図るため、国民宿舎を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山形県国民宿舎竜山荘	山形市蔵王温泉字川前938番の4

(使用料)

**第2条** 県は、第4条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が国民宿舎の管理を行う場合を除き、国民宿舎を利用した者（以下「利用者」という。）から、別表に掲げる使用料を徴収する。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

**第3条** 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責任によらない理由で国民宿舎を利用できなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者)

**第4条** 国民宿舎の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

**第5条** 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、国民宿舎の管理を行うものとする。

- (1) 休館日は設けないこと。
  - (2) その他国民宿舎の管理上知事が必要と認める基準
- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて国民宿舎を臨時に休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第6条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 国民宿舎の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 国民宿舎の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国民宿舎の管理に関し知事が必要と認める業務  
(利用料金)

**第7条** 第4条の規定により指定管理者が国民宿舎の管理を行う場合にあつては、利用者は、国民宿舎の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、第2条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

**第8条** 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由で国民宿舎を利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年3月25日条例第26号）

この条例は、昭和40年5月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月17日条例第17号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年7月10日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年10月12日条例第35号）

この条例は、昭和43年11月1日から施行する。

附 則（昭和44年10月8日条例第39号）

この条例は、昭和44年11月1日から施行する。

附 則（昭和46年10月13日条例第42号）

この条例は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則（昭和47年7月12日条例第32号）

この条例は、昭和47年7月15日から施行する。

附 則（昭和48年9月25日条例第42号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年11月1日から施行する。  
(山形県労働者保養所条例の廃止)
- 2 山形県労働者保養所条例（昭和39年10月県条例第77号）は、廃止する。

附 則（昭和49年10月4日条例第53号）

この条例は、昭和49年11月1日から施行する。

附 則（昭和50年7月14日条例第38号）

この条例は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月25日条例第13号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月15日条例第38号）

この条例は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月14日条例第13号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月22日条例第16号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日条例第13号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月22日条例第29号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年10月16日条例第27号）

この条例は、平成2年11月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日条例第13号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第20号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第20号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月25日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第36号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 国民宿舎の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年3月25日条例第39号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第31号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

#### 別表

区分		使用料の額	
宿泊	一般	1人1泊につき	3,840円
	小学生	1人1泊につき	3,130円
	幼児（独立して寝具を使用する場合に限る。）	1人1泊につき	1,560円
休憩	一般	1人1回につき	1,210円
	小学生	1人1回につき	610円
会議	30畳を超える室	1室につき	7,480円
	20畳を超え30畳以下の室	1室につき	5,220円
	10畳を超え20畳以下の室	1室につき	2,970円
	10畳以下の室	1室につき	1,480円

備考 この表において「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学の始期に達しないものをいう。

## 改正

平成18年3月28日規則第33号

山形県国民宿舎条例施行規則をここに公布する。

山形県国民宿舎条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

**第2条** 国民宿舎の利用時間は、条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 宿泊に係る利用時間 午後4時から翌日の午前10時まで
- (2) 休憩又は会議に係る利用時間 午前10時から午後4時まで

**附 則**

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月28日規則第33号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 公営国民宿舎設置運営要綱

## 1. 公営国民宿舎の目的

公営国民宿舎（以下「国民宿舎」という。）は、自然公園、温泉地、その他の景勝地において、国民の自然とのふれあいを増進するための拠点及び健全な保健休養のための場を確保し、もって国民生活の福祉の向上と健康の増進を図ることを目的とする。

## 2. 国民宿舎の設置及び管理運営の主体

本要綱に基づく国民宿舎の設置及び管理運営の主体は、地方公共団体とすること。

ただし、国民宿舎の目的を効果的に達成するために必要があると認められるときは、法令の規定に則り、管理運営の全部又は一部を委託することができるものとする。

## 3. 国民宿舎の承認等

(1) 地方公共団体において国民宿舎を設置しようとする場合は、当該地方公共団体の長は、社団法人国民宿舎協会会長（以下「会長」という。）が別に定めるところにより、国民宿舎設置計画を作成し、会長に設置の申請を行い、その承認を受けなければならない。

(2) 会長は（1）の申請がなされた時は、本要綱の他、会長が理事会の議決を経て別に定める基準に照らして適合すると認めるときは、理事会の議決を経て承認するものとする。

(3) 施設の設置場所、規模構造等を変更した場合は、速やかに会長に届け出るものとする。

(4) 会長は、国民宿舎が（2）に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、理事会の議決を経てその承認を取り消すことができる。

## 4. 国民宿舎の立地条件

国民宿舎は、地理的条件、利用の将来性を考慮し、自然公園、国民保養温泉地又は周辺の景観が佳良であり、かつ環境が健全であつて休養地として適していると認められる地域に設置するものとする。

（平成15年5月28日制定）

## 国民宿舎施設標準（国民宿舎協会内規）

## 1. 趣旨

この施設標準は、国民宿舎を建設及び増改築をするに当たり、その指標となるものである。

## 2. 整備の基本方針

設置者は、国民宿舎を健全な宿泊施設として整備するとともに、立地環境を活かしたものとする。

## 3. 宿舎の規模及び構造

宿舎の規模及び構造は、次のとおりとする。

ただし、山岳地、寒冷地、離島等の特殊な立地条件の下で設置する場合は、これによらないことができることとする。

## (1) 定員等

- ① 収容定員は、地理的条件等を勘案してさだめること。
- ② 和室の場合の収容定員は、少なくとも1人につき、畳2畳以上とすること。
- ③ 洋室の場合の収容定員は、ベッド数とすること。

## (2) 構造等

- ① 宿舎は、耐火又は防火に十分考慮した構造とし、火災その他の災害に際し、利用者が容易に避難できるものとする。
- ② 廊下・階段等の手すり・段差のスロープ化・洋式トイレ等、高齢者及び障害者等の利用に配慮した構造とすること。

## (3) 客室

- ① 和室は、家族利用及びグループ利用等、各種の利用に供することができるよう、定員2名～6名程度の広さの異なる室を設置することとし、トイレ・洗面設備・広縁付き室を標準とすること。
- ② 洋室は、トイレ・洗面設備付き室を標準とすること。
- ③ 利用の状況に応じ必要がある場合においては、バス・トイレ付き室を設けることができる。
- ④ 客室の出入口には、必ず施錠設備を設けること。
- ⑤ 隣室との仕切りは、遮断された壁仕切りとし、プライバシーが保たれるよう配慮すること。

## (4) パブリックスペース

ロビー、会議室等のパブリックスペースの充実に配慮するものとする。

- ① 食堂は、利用者の共同の使用に便利な位置とし、宿泊者以外の利用についても配慮すること。
- ② 共同浴室は、脱衣場・浴室・洗い場等のバランス及び機能性を充分配慮すること。
- ③ 共同トイレは男女別・水洗式とし、利用者が使用しやすい位置に設けるものとし、原則として障害者用トイレを設置すること。  
また、従業員用のものは別に設けること。
- ④ ロビー・娯楽施設等は、収容定員に応じた面積とし、利用者の休養目的が充分満たされるよう配慮すること。

(平成15年5月28日制定)

## 国民宿舎管理運営基準（国民宿舎協会内規）

## 1. 趣旨

この管理基準は国民宿舎を管理運営するに当たり、その基準となるものである。

## 2. 管理規程

(1) 国民宿舎の設置者は、次の事項を明らかにした管理規程を定めること。

- ① 宿舎の名称
- ② 利用者の定員
- ③ 利用料
- ④ 利用手続き及び利用者に対する処遇方法
- ⑤ 利用者の守るべき規律
- ⑥ 職員の定数及び就業規定
- ⑦ その他

(2) 国民宿舎の管理者には、経営、接客サービス業務について豊かな経験を有する者を充てるように努めること。

## 3. 国民宿舎の名称

国民宿舎の名称は、宿舎の位置や特色に由来するものなど、親しみやすい名称を使用すること。

この場合すでに他の国民宿舎において使用している名称については、利用者の便を考慮し使用しないこと。

## 4. 職員の定数及び服務

(1) 宿舎の職員定数は、収容定員及び営業収支等に見合った適正な人数とすること。

(2) 国民宿舎の管理者は、職種ごとに職員の服務内容を定め、その責任の所在を明確にするとともに、職員の専門的知識及び技術の修得のための研修を計画的に行い、かつ、管理者自らもその資質の向上を図り、宿舎の管理運営が円滑に行われるように努めなければならないこと。

(3) 職員は、自己の職務を公正、かつ、能率的に行い、利用者に対して親切丁寧に応対するように努めなければならないこと。

(4) 職員は、利用者について知り得た事項や職務上の重要な情報をみだりに漏らしてはならないこと。

## 5. 施設の管理運営

- (1) 国民宿舎には「国民宿舎」の表示をすることができる。
- (2) 国民宿舎においては、常に健全、かつ、明朗な雰囲気を保ち、秩序を維持するよう努めなければならないこと。
- (3) 宿舎及びその周辺における環境衛生については、特に留意し、常に安全で清潔な宿舎として整備されていないなければならないこと。
- (4) 国民宿舎内における火災、盗難、伝染病等の非常災害発生の防止には、万全を期すること。
- (5) 国民宿舎においては、宿泊名簿その他必要な帳簿を備えなければならないこと。

## 6. 利用者の処遇

- (1) 国民宿舎においては、利用者の職業、性別等により処遇内容を差別してはならないこと。
- (2) 国民宿舎においては、次の事項を定め、利用者に周知させなければならないこと。
  - ① 利用料金
  - ② 利用時間
  - ③ 申込方法、利用料の支払及び返還方法
  - ④ 取消料に関する規定
  - ⑤ その他利用者の遵守事項
- (3) 原則として同一客室を2組以上の利用者に利用させる、いわゆる「相部屋」を行うことはさけること。
- (4) 障害者等の社会的弱者の利用については充分配慮すること。特に、盲導犬を伴った視覚障害者の利用については、盲導犬を正しく理解し協力すること。
- (5) 利用者から心付けその他これに類似するものを収受してはならないこと。

## 7. 利用者の安全対策等

- (1) 国民宿舎は、家族連れ等を中心として幼児から老人までその利用範囲が広く、また障害者の利用も多いことから、利用者の安全については、十分な配慮が必要であること。
- (2) 施設は、常に善良な管理者の立場に立って維持管理し、施設の不備による事故が起きることのないよう留意すること。
- (3) 火災の予防について関係法規の遵守に努めるとともに、火災、地震等の災害時における防災、利用客の避難誘導體制の強化及び従業員の訓練等について不断の努力を怠らないこと。  
特に、障害者等の避難誘導體制については、これらの利用者の安全に充分配慮したものとすること。

- (4) 災害時における避難誘導體制の確立について、次の事項を随時点検し、自衛消防隊としての十分な体制を確立するとともに、定期的な実地訓練を実施すること。
- ① 消火設備及び火災報知設備の管理状況の点検、並びにその使用方法及び非常用放送等の取り扱いについての従業員への周知徹底
  - ② 利用者の避難誘導についての指揮命令系統及び職務分担の明確な取決めと従業員への周知徹底
  - ③ 初期消火体制
  - ④ 高齢者、障害者等の避難誘導體制
- (5) 食品の衛生管理については、関係法規を遵守し、食中毒事故の発生防止に努めること。

(平成15年5月28日制定)

## 国民宿舎利用料標準（国民宿舎協会内規）

## 1. 趣旨

この利用料標準は、国民宿舎の利用料金を設定するに当たり、その指標となるものである。

利用料標準は、各国民宿舎がその所在地域、設備水準、利用者の利用形態等にそれぞれ差異があり、全国一律の標準による利用料設定では実情に即した健全な運営が困難であるため、利用料の標準として示すものである。

ただし、利用料標準を越えて料金を設定する必要がある場合は、必要最小限度の上乗せにとどめるよう努力するものとする。

## 2. 利用料標準等

(1) 宿泊者の利用料（1人1泊2食付き）の標準（消費税別）は、次のとおりとする。

- ① 大人は6,000円～10,000円程度
- ② 小人（小学生以下）は5,500円～9,000円程度

(2) 宿泊利用者の利用時間は、原則として午後3時から翌日午前10時までとする。

## 3. シーズン料金

夏季、年末年始及び休前日においては、シーズン料金を加算できるものとする。シーズン料金の適用期間は原則として次の範囲内で定めるものとし、各宿舎の立地環境等により変更することができるものとする。

また、閑散期については、各宿舎において適用期間を定めて料金を定めることができる。

夏 季	7月20日～8月31日
年末年始	12月28日～1月5日
休 前 日	祝祭日を含む休日の前日

## 4. 人数別料金

定員に満たない利用の場合は、各宿舎において人数別料金を加算することができるものとする。

人数別料金を加算できる利用形態は、おおむね次の場合とする。

- ① 和室の定員3名以上の部屋を1人利用
- ② 和室の定員3名以上の部屋を2人利用
- ③ 洋室は定員未満の人数での利用

#### 5. 設置者が自主的に設定できる利用料金

設置者が自主的に設定できる料金の範囲は次のとおりとする。

なお、料金の設定に当たっては、宿舍の経営の実情を十分に勘案し適正な額とするものとする。

- (1) 素泊まり料金
- (2) 幼児料金
- (3) 特別室（バス付き等）料金
- (4) 休憩利用料金
- (5) 宿泊利用予約に係る予約金の設定
- (6) 配膳手数料（食堂以外の場所で食事のサービスを実施する場合）
- (7) 割引料金
- (8) キャンセル料金

#### 6. 利用料設定についての留意事項

(1) 奉仕料、サービス料及びこれに類するものは、一切徴収してはならないものとする。

(2) 冷暖房及びテレビ使用料は、利用料に含めるものとし別途徴収してはならないものとする。

ただし、有料放送については、この限りではないものとする。

#### 7. 料金設定を行う場合の留意事項

利用料を改定する場合において、改定利用料適用日前に既に利用の予約を行っている者に対しては、原則として従来の利用料を適用するものとする。ただし、やむをえない事情により改定利用料を適用する場合には、予約者に対し事前に了解を得る等適切な措置を講ずるものとする。

(平成15年5月28日制定)

国民宿舎竜山荘 宿泊人員・利用料推移(平成17年度～)

単位: 人、円

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
宿 泊 人 員	17年度	376	593	585	628	1,250	605	920	362	438	934	1,155	753	8,599
	18年度	284	553	592	614	1,458	693	874	280	426	948	1,180	632	8,534
	19年度	305	575	496	600	1,178	444	793	336	495	907	1,129	634	7,892
	20年度	236	458	547	583	973	473	734	231	540	852	1,160	622	7,409
	21年度	174	548	522	612	1,072	662	654	319	347	990	1,258	522	7,680
	22年度	196	451	397	589	796	473	640	267	311	821	1,135	238	6,314
	23年度	82	256	228	302	529	200	369	113	158	566	847	0	3,650
	24年度	244	348	282	338	680	392	565	216	217	619	863	349	5,113
	25年度	315	353	353	346	616	286	478	164	303	697	759	385	5,055
	26年度	110	333	265	251	512	310	512	91	252	458	523	156	3,773
	27年度	82	224	115	197	531	358	347	67	311	561	753	264	3,810
	28年度	71	244	277	448	586	219	528	121	264	507	663	228	4,156
	29年度	92	304	174	442	420	143	268	60	160	510	760	117	3,450
	30年度	110	170	178	126	235	128	313	50	237	420	641	234	2,842
	R元年度	210	387	130	127	381	184	183	83	218	351	661	72	2,987
	2年度	29	8	17	51	61	142	75	81	97	83	111	19	774
	3年度	4	40	38	37	29	22	49	14	90	149	149	61	682
	4年度	49	93	32	63	66	61	100	40	162	413	511	176	1,766
	5年度	36	149	186	142	329	163	181	113	258	567	864	165	3,153
	6年度(A)	14	141	108	98	282	174	154	60	264	838	937	292	3,362
7年度(B)	26	136	82	54	315	145	182	74	169	621	924	398	3,126	
前年比(%)	185.7%	96.5%	75.9%	55.1%	111.7%	83.3%	118.2%	123.3%	64.0%	74.1%	98.6%	136.3%	93.0%	
前年比(B)-(A)	12	△ 5	△ 26	△ 44	33	△ 29	28	14	△ 95	△ 217	△ 13	106	△ 236	
宿 泊 料	17年度	1,301,380	2,072,440	2,039,200	2,127,900	4,170,240	2,119,260	3,240,040	1,267,280	1,508,720	3,174,900	4,019,420	2,614,840	29,655,620
	18年度	992,380	1,888,140	2,063,700	2,116,000	4,884,100	2,402,140	3,037,540	978,000	1,470,280	3,296,160	4,113,040	2,187,480	29,428,960
	19年度	1,063,040	1,966,540	1,707,180	2,032,620	3,931,460	1,539,820	2,796,080	1,177,500	1,385,540	3,146,720	3,968,760	2,185,540	26,900,800
	20年度	826,260	1,585,340	1,877,380	1,976,440	3,319,740	1,624,020	2,586,740	794,980	1,848,640	3,242,020	4,068,200	2,235,040	25,984,800
	21年度	615,340	1,892,200	1,818,880	2,097,780	3,636,040	2,294,740	2,298,320	1,114,620	1,196,020	3,419,820	4,384,780	1,811,140	26,579,680
	22年度	762,640	1,577,380	1,352,580	2,001,760	2,709,320	1,657,860	2,235,140	940,860	1,070,020	2,845,460	3,989,420	822,540	21,964,980
	23年度	289,140	892,320	806,920	1,046,700	1,834,000	691,640	1,295,120	402,280	539,200	2,068,320	2,996,640	0	12,862,280
	24年度	826,500	1,216,400	993,320	1,186,360	2,355,480	1,015,960	2,006,500	766,180	757,060	2,139,440	3,462,533	1,214,920	17,940,653
	25年度	1,079,260	1,236,740	1,246,500	1,205,600	2,128,760	1,010,100	1,691,500	565,840	1,045,080	2,420,520	2,637,480	1,283,920	17,551,300
	26年度	407,540	1,270,433	1,142,850	927,950	1,839,260	1,086,610	1,545,880	339,430	912,690	1,668,500	1,936,690	579,810	13,657,643
	27年度	287,920	806,090	422,440	709,130	1,944,540	1,304,770	1,270,100	244,930	1,125,920	2,054,130	2,739,270	977,130	13,886,370
	28年度	253,880	893,800	1,019,800	1,557,070	2,102,650	810,510	1,967,370	446,500	964,260	1,860,240	2,446,650	825,240	15,147,970
	29年度	340,250	1,099,840	639,750	1,645,210	1,523,160	531,320	869,330	221,730	580,630	1,877,400	2,827,750	431,580	12,587,950
	30年度	408,230	621,920	655,210	468,600	835,720	1,121,460	1,166,110	446,910	870,900	1,545,900	2,378,510	890,780	11,410,250
	R元年度	757,950	1,382,910	478,690	468,730	1,356,960	683,560	681,900	305,450	790,370	1,284,390	2,440,690	264,420	10,896,020
	2年度	108,170	29,840	63,410	189,540	219,640	520,690	279,750	295,920	356,980	306,830	411,270	70,870	2,852,910
	3年度	15,360	153,600	145,920	141,370	111,360	84,480	188,160	53,760	337,790	565,770	567,900	229,980	2,595,450
	4年度	188,160	354,280	122,880	241,920	243,610	234,240	381,160	153,600	610,720	1,526,310	1,947,030	670,160	6,674,070
	5年度	136,820	567,190	712,820	542,440	1,223,820	618,820	692,910	431,790	981,490	2,150,300	3,303,560	626,500	11,988,460
	6年度(A)	53,760	534,340	411,170	373,480	1,065,840	649,700	590,650	228,980	752,930	3,190,230	3,573,940	1,114,890	12,539,910
R7年度(B)	99,130	516,560	310,620	206,650	1,178,360	548,280	697,460	283,450	643,990	2,351,980	3,526,150	1,523,350	11,885,980	
前年比(%)	184.4%	96.7%	75.5%	55.3%	110.6%	84.4%	118.1%	123.8%	85.5%	73.7%	98.7%	136.6%	94.8%	
前年比(B)-(A)	45,370	△ 17,780	△ 100,550	△ 166,830	112,520	△ 101,420	106,810	54,470	△ 108,940	△ 838,250	△ 47,790	408,460	△ 653,930	

資料